



太
文
宮

第四

民
慶



114
A2651
4



民法第四卷目錄

契約篇一

契約總規則

義務者ノ承諾

契約ヲ結ビ得サル者ノ事

契約ノ目的タル定マリシ事

法ニ適シタル契約ノ原由

物ヲ與フ可キノ義務

大正十一年四月
大隈侯爵印高贈

事ヲ為ス可ク事ヲ為ス可ラサルノ義務

義務ヲ行ハサルヨリ生スル損失ノ償

契約書ヲ解釋スル事

契約ヲ結ビシ以外ノ者ニ付キ其契約ノ

効

契約ノ義務ノ種類

未必ノ契約ノ義務

義務ノ執行ヲ停止スル未必ノ条件

義務ヲ解除スル未必ノ条件

執行ノ期限アル義務

二箇中ノ一ヲ擇ムヲ得ヘキ義務

連帯シタル義務

權利者数人連帯スル事

義務者数人連帯スル事

分ツヘキ義務及ヒ分ツ可ラサル義務ノ

約束アル義務

民法第四卷

契約篇一

契約惣規則



千一〇一

第三百八十七條 契約トハ一人又ハ数人ヨリ

他ノ一人又ハ数人ニ對シ物ヲ與ヘ又ハ事ヲ

為シ又ハ事ヲ為サ、ル義務約束ヲ云フ 原七
百十

一條千三百三十四條千三百十五
條千三百七十一條創

千一〇二

第三百八十八條 契約ヲ結ビタル者ノ為メ互

ニ義務ヲ生スル寸ハ之レヲ名ケテ双務ノ契
約ト云フ
原千八百八十四条千三百二十五条以
上例千五百八十二條千七百〇二條
千七百〇八條参考。

第三百八十九條

甲ノ一人又ハ数人ヨリ乙ノ一人又ハ数人ニ對シテ義務ヲ生シ乙ノ一人又ハ数人ヨリ甲ノ為メ義務ヲ生スルトナキ寸ハ之レヲ名ケテ片務ノ契約ト云フ
原千三百二十五條千三百六十七條例千八百九十一條千六百〇五條参考

第三百九十條

甲者ヨリ乙者ニ與ヘタル物又ハ乙者ノ為ニ為シタルトニ換ヘテ乙者ヨリ甲者ニ物ヲ與ヘ又ハ事ヲ為ス可キ旨ヲ互ニ契約シタル片ハ之レヲ名ケテ互易ノ契約ト云フ
原千五百八十二條千七百〇二條千七百〇十條千八百二十條例

第三百九十一條

甲者ト互ニ約スル所未定ノトニ管シテ其一方ノ為メニ利益或ハ損失ヲル可キ寸ハ之レヲ名ケテ偶生ノトニ管スル

契約ト云フ 千九百六十四條 参考千九百六十五條 千九百六十八條 例

第二百九十二條 甲者ヨリ乙者ニ償ヲ得スシ

テ利益ヲ與フルトキハ之レヲ名ケテ恩惠ノ

契約ト云フ 原千八百七十五條 千九百十五條 千九百八十四條 例

第三百九十三條 契約ヲ結フ一方ノ者他ノ一

方ヨリ得タル所ノ償トシテ物ヲ與ヘ又ハ事

ヲ為ス可キ義務アル寸ハ之レヲ名ツケテ要

償ノ契約ト云フ 原千五百八十二條 千七百二十條 千七百五十五條 例

第三百九十四條 契約ハ時ニ固有ノ名義アル

モノト其名義ナキモノトヲ問ハス此篇ニ記

スル處ノ一般ノ規則ニ循テ可シ但シ商業ノ

トハ商法中ニ之ヲ記載ス

第三百九十五條 正シク結ビタル契約ハ之ヲ

結ビシ双方ノ者ノ為メ國ノ法律ニ尋シキカ

アリトス故ニ双方ノ者ノ承諾アルニ非レハ

之ヲ廢棄ス可カラス

第三百九十六條 契約ヲ法ニ適シタルモノト
為スニハ左ノ四件ヲ必要トス

義務者ノ承諾

契約ヲ為ス者其契約ヲ結ビ得キ

契約ノ目的タル定マリシ事物

法ニ適シタル契約ノ原由

義務者ノ承諾

第三百九十七條 錯誤ニテ承諾ヲ為シ又ハ暴

行ニ因リ己ハコトヲ得ス承諾ヲ為シ又ハ詭譎
ヲ受ケテ承諾ヲ為シタルトキハ法ニ適シタ
ル承諾トセス

第三百九十八條 契約ノ目的タル事物ヲ錯誤

シタルトキハ其契約ヲ廢棄スヘシ又契約ヲ

結ントスル人ノミテ錯誤シタル寸ハ其契約

ヲ廢棄ス可カラス但シ契約ノ主要其人ニ限

ルトキハ格別ナリトス
千六百四十一
条百八十条例

第三百九十九條 義務ヲ行フ可キコトヲ契約

シタル者人ヨリ暴行ヲ受ケ已ラ得ス之レ

ヲ承諾スルニ出ルトキハ其契約ヲ廢棄ス可

シ

第四百條 其身体及ヒ財産ニ許多ノ禍害ヲ受

ク可キ畏懼ノ念ヲ生フセシメシトキハ暴行

ナリトス

此トニ付テハ其脅迫ヲ受ケタル者ノ年齢男

女景状ニ着意ス可シ

第四百一條 現ニ契約ヲ結フ者ニ對シ暴行ヲ

加ハタルニ非ラスト雖モ其配偶者又ハ其親

屬ニ對シ暴行ヲ加ハタルトキハ亦其契約ヲ

廢棄ス可シ

第四百二條 暴行ニ因リ契約ヲ結ビタル後其

暴行ヲ受ケシ者之レヲ明許又ハ黙許シ又法

律上ニテ其契約ヲ廢棄セント許フ可キ一年

ノ定期ヲ経過セシメタルトキハ其暴行ヲ以
ツテ原由トナシ其契約ヲ廢棄スルコトヲ得
ス

第四百三條 詭欺セラレテ契約ヲ為ス者其事

由明白ナル可ハ其契約ヲ廢棄スルコトヲ得ヘ
シ

詭欺ハ思料ヲ以テ定ム可ラス必ス之ヲ証ス
可シ

第四百四條 自己ノ為ニスルノ外自己ノ名

義ヲ以テ契約ヲ為ス可ラス

第四百五條 然レ甲者ハ丙者ヨリ乙者ニ對シ

テ行フ可キ義務ノ保證人トナルノ契約ヲ為
スコトヲ得ヘシ但シ丙者其義務ヲ行ハサル寸
ハ乙者其保證人タル甲者ニ對シ償ヲ求ムル
コトヲ得ヘシ

第四百六條 甲者ト乙者ト結フ處ノ契約又ハ

甲者ヨリ乙者ニ為ス處ノ贈遺ニ付キ丙者ノ利益トナル可キ契約ヲ為ント欲スルトキハ之レヲ為スコト得可シ但シ此場合ニ於テ丙者其契約ニ因テ己ノ利益ヲ得ルコトヲ欲セサル旨ヲ述べルトキハ甲者其契約ヲ廢スルコトヲ得可シ

千二二二

第四百七條 契約ヲ為シタル者ハ自己ノ為メト其家督相續人ノ為メトニ其契約ヲ為シタル者ト看做ス可シ但シ契約書ノ文中ニ之レニ及ンシタルコトヲ記ルシタルトキハ格別ナリトス

契約ヲ結ビ得サル者ノ事

第四百八條 法律上ニテ特ニ禁シタル者ハ契約ヲ結フコトヲ得ヘカラス

千二二三

第四百九條 契約ヲ結フコトヲ得サル者ハ幼者

千二二四

沼産ノ禁ヲ受ケシ者

有夫女別段法律ニ定メタル場合

其他總テ法律ニテ契約ヲ結フ可カラサル

ノ禁ヲ受ケシ者

千一三五

第四百十條 幼者沼産ノ禁ヲ受ケシ者及已有

夫女ハ別段法律ニテ定メタル場合ノ外自カ

ラ契約ヲ結ブコトヲ得サル旨ヲ申述ヘ其既

ニ結ビタル契結ヲ廢棄セシト求ムルコトヲ

得ス

但シ右幼者等ト契約ヲ結ビタルトキモ同様

ナリトス

契約ノ目的タル定マリシ事物

千一二六

第四百十一條 契約ハ一方ヨリ一方ニ與フハ

キ物又ハ為ス可キヲ為ス可カラサルヲ

以テ其目的トス

千一二七

第四百十二條 物件ヲ借用エルコト又ハ物件

ヲ預カルコトヲ以テ契約ノ目的ト為スコト
ヲ得可シ

千二八

第四百十三條 賣買ヲ為スヲ得ハキ物ニ非サ
レハ之ヲ契約ノ目的ト為ス可カラス

千二九

第四百十四條 契約ノ目的ト為ス物ハ其種類
ノ定マリタルヲ必要トス

契約ノ目的トナス物ノ分量ヲ後ニ定ルコ
トヲ得可キトキハ必シモ預シノ之レヲ定ル

千三〇

ルニ及ハス

第四百十五條 後ニ所有ト為ス可キ物モ亦之
ヲ契約ノ目的ト為スヲ得可シ

然レモ未ク家督相續セサル財産ヲ以テ預メ
他人ト契約ヲ為ス可カラス

法ニ適シタル契約ノ原由

千三三

第四百十六條 別段法律上ニテ禁シタル契約
ノ原由及ヒ人民ノ風儀邦國ノ安寧ヲ害ス可

キ契約ノ原由ハ之ヲ法ニ適セサル者ト為ス
可シ

物ヲ與ノ可キノ義務

千一三六

第四百十七條 人ニ物ヲ與フハキ義務ナルト

キハ其物ヲ保全シテ後キ之レヲ引渡ス可
シ若シ之レニ背クトキハ其損失ノ償ヒヲ為
ス可シ

千一三八

第四百十八條 人ヨリ物ヲ受取ル可キ権アル

者ハ即チ其所有者タルカ故ヘニ之レヲ渡タ
ス可キ者尚ホ未ク其物ヲ渡サスト雖トモ既
テニ渡タス可キ期限ヲ經過セシ後其物ノ毀
壞滅盡シタルトキハ其損失少クトス然レト
モ之レヲ渡ス可キ者其物ヲ渡タスコトヲ怠
タリ其物ノ毀壞滅盡シタルトキハ之レヲ渡
タス可キ者ノ損失少クトス

千一四〇

第四百十九條 不動産與ハ及ビ引渡ス可キ義

務ノ効ハ債主ノ持權書入質ノ權ノ条ニ於テ之レヲ定ム

事ヲ為ス可ク事ヲ為ス可カラサルノ義務

十一四二

第四百二十條 事ヲ為ス可ク又ハ為ス可カラサルノ義務アル者其義務ヲ行ハサルトキハ一方ノ者ニ其損失ノ償ヲ為ス可シ

十一四三

第四百二十一條 又權利者義務ヲ得可キ者ヲ云フハ義務

者義務ヲ行フ可キ者ヲ云フ契約ニ背キ別ニ為シタル諸件

ヲ廢棄セシム可キノ訴ヲ為スノ權アリ但シ其諸件ヲ廢棄スルコトハ義務者ノ費用ヲ以テ之レヲ為ス可ク且ツ損失ノ償ヒラモナサシムヘシ

十一四四

第四百二十二條 又義務者之レヲ行ハサ

ルトキハ權利者其義務者ノ費用ヲ以ツテ他人ヲシテ其義務ヲ行ナハシムルコトヲ得可

義務ヲ行ハサルヨリ生スル損失ノ償

千四六

第四百二十三條

義務者ノ義務ヲ行ノ

ノ期限ヲ怠タリシコトハソノ權利者ニ損失ノ償ビヲ為スコシ

千四七

第四百二十四條

義務者縱令トヒ不正ノ

意ナシト雖トモ義務ヲ行ナハサルトキハ其義務ヲ行ナハサルニ付テノ償ビヲ為シ又ハ

其義務ヲ行フコトヲ遲延シタルニ付テノ償

ビヲ為スコキ言ヒ渡ヲ受ク可シ但シ意外ノ

事故アリテ其義務ヲ行ナフコト能ハサリシ

ノ証ヲ立ツルトキハ格別ナリトス

千四八

第四百二十五條

義務者人ニ強迫セラレ

又ハ意外ノ事故アリテ其義務ヲ為スノ妨ケ

ヲ受ケ又ハ其為スコカラサルコトヲ為シタ

ルトキハ一方ノ者ニ其償ヲ為スニ及ヨハ

ス

第四百二十六條 義務者ヨリ權利者ニ為ス可

キ償ヒハ其ノ權利者ノ受ケタル損失ト失フ
タル利益ヲ併合シテ算計ス可シ但シ其償
ヒノコトニ付テハ後々ノ數條ニ記スル處ニ
循フ可シ

第四百二十七條 若シ義務ニ背クコトアルニ

於テハ其者ヨリ一方ノ者ニ定マリシ金高ヲ

其償ヒトシテ拂フ可キコトヲ契約ヲ以ツテ

預定シタルトキハ其義務ニ背キタル者其

預定シタル金高ヨリ更ラニ多量ノ償ヒヲ為

スニ及ハス又更ラニ少量ノ償ヒヲ為スコト

ヲ得ス

第四百二十八條 貸金ノ息銀ヲ拂ハサルトキ

ハ之レヲ得可キ者ノ訴ニ因リ又ハ預メ契約
ヲ以ツテ定メタル所ニ因リ其息銀ヲ拂フ可

キノ義務アリ但シ其義務ヲ生スルニハ一年
以上ノ息銀ヲ拂ハサルトキニ限ル可シ

千一五五

第四百二十九條

又土地ノ賃貸家屋ノ賃貸無

期ノ年金生涯ノ年金等ノ如キ入額ノ受取ル

期限ニ至レ尺尚ホ之レヲ拂ハサルトキハ權

利者之レヲ得ント訴出シタル日又ハ別段ノ

契約ヲ以ツテ預定シタル日ヨリ其息銀ヲ生

ス可シ

人ヨリ取リ戻ス可キ財産ノ入額及ヒ立替ヒ
金ノ息銀ニ付テモ亦右ノ規則ヲ用フ可シ

千一五六

契約書ヲ解釋スルコト

第四百三十條

契約書ヲ解釋スルニハ其文詞

ノミニ依着スルヨリモ其契約ヲ為シタル及

方ノ者ノ旨趣ノ如何ナルヤヲ注意スヘシ

千一五七

第四百三十一條

契約書中ノ文詞ヲ二様ノ意

ニ解シ得可キトキハ其契約ノ効ナカラシム

可意ニ解スルヨリモ寧ロ其効ヲ生セシム可
キノ意ニ解ス可シ

千一五八

第四百三十二條 二様ノ意ニ解シ得ハキ文詞

ハ契約ノ目的ニ最モ適シタル意ニ解ス可シ

千一五九

第四百三十三條 意味ノ疑カハシキ文詞ハ其

契約ヲ結ビタル地方ノ習慣ニ従テ解ス可

シ

千一六〇

第四百三十四條 契約書中ニ習慣ニテ必要ヲ

ト為ス文詞ヲ記セサルトキハ之ヲ記ルシ

タルモノト看做シテ解釋ス可シ

千一六一

第四百三十五條 契約書中ノ各文詞ハ皆其全

文ノ大意ヨリ生ス可キ意ニ從ヒ互ニ相解釋

スヘシ

千一六二

第四百三十六條 賣買契約書ノ文意ノ疑カハ

シキトキハ買者ノ利益トナル可クシテ賣者

ノ損失トナル可キ様ヲニ解釋スヘシ

原千六
百二條

第四百三十七條 契約書ノ文意曖昧ナリト雖

トモ其契約ヲ結ビシ双方ノ者互ヒニ契約シ

タルト推知スルヲ得可キ物ノミヲ包含シテ

解スヘシ

契約ヲ結ビシ以外ノ者ニ付キ其契約ノ

効

第四百三十八條 総テ契約ハ互ヒニ之ヲ結ビ

タル双方ノ間ノ外其効ヲ生スルコトナシ故

ニ之レヲ結ビシ以外ノ者ノ為ノ損害ヲ生ス

ルコトナク又原第千百二十一條ニ記シタル

場合ノ外ハ其利益ヲ生スルコトナカル

可シ

第四百三十九條 然レトモ契約ノ義務ヲ得可

キ者ハ其義務者ノ諸般ノ權及ヒ訴訟ヲ為ス

ノ權ヲ其者ニ代リ他人ニ對シ之ヲ行フコト

ヲ得可シ四百六十八條四百六十九條四百七十一條四百七十二條四百七十三條四百七十五條

第四百四十條 又其義務者其權利者ノ權利ヲ
害ス可キ為ノ他人ト契約ヲ結ビシトキハ權
利者之レヲ廢棄セント訴フルコトヲ得可シ

契約ノ義務ノ種類

未必ノ契約ノ義務

第四百四十一條 義務ノ執行ヲ後チニ事ノ生
スル迄停止シ又ハ其事ノ生スルト生セサル
トニ從カヒ其義務ヲ解除スル等總テ未時

未定ノ條件ニ管スルコトヲ未必ノ義務ノ契
約ト云フ

第四百四十二條 義務ノ生スルト生セサルト
全ク偶然ニシテ權利者ノ力ニモ義務者ノ力
ニモ全ク管セサル條件ヲ偶生未必ノ條件ト
云フ

第四百四十三條 契約ヲ結ビタル者ノ中其一
方ノ力ニテ生セシムルト生セシメサルトヲ

得可キ條件ヲ人意ニ管スル未必ノ契約ト云
フ

第四百四十四條 人ノ為ス能ハサル一又ハ國

ノ風俗ヲ亂ス可キコト又ハ法律上ニテ禁止
シタルコトヲ為ス可キ未必ノ契約ハ其効ナ
キカ故エニ其義務モ亦其効ナカル可シ

第四百四十五條 總テ未必ノ契約ハ契約ヲ結

ビシ双方ニテ希望シ且思料シタル可シト推

知スルヲ得可キ方法ニ之ヲ行フ可シ

第四百四十六條 定期内ニ事ノ生ス可キ未必

ノ條件ニ管シタル義務ヲ約セシトキ其期內
ニ其事ノ生スルコトナキニ於テハ其契約全
ク消散セシモノト看做シテ其義務ヲ取消ス
可シ

若シ又同上ノ定期ナキトキハ其事ノ生フセ
サルコトノ確定シタル後チニ非レハ其契約

消散シタルト看做ス可カラス

千一七七

第四百四十七條

定期満チテ事ノ生フセサル
可キ未必ノ條件ニ當シタル義務ヲ約セシト
キ定期満テ其事ノ生フセサルニ於テハ其契
約ノ如ク成リタル者トス可シ又其定期未滿
ト雖トモ其事件ノ生フセサルコトノ確定シ
タルトキハ亦其契約ノ如ク成リタルモノト
ス可シ若シ又同上ノ定期ナキトキハ其事件

ノ生フセサルコトノ確定シタル後チニ非レ

ハ其契約ノ如ク成リタルト看做ス可カラス

千一七八

第四百四十八條

未必ノ契約ニ當シタル義務
者自カラ其契約ノ如ク成ル可キヲ妨クケシ
トキハ猶ホ其契約ノ如ク成シタルニ等シキ
モノト看做ス可シ

千一七九

第四百四十九條

未必ノ契約ノ如ク成リシト
キハ嘗テ其契約ヲ結ビシ日ニ溯ル迄ノ効アリ

リトス若シ權利者未必ノ契約ノ如クナル可
キ以前ニ死去スルトキハ其家督相續人其權
ヲ承継スヘシ

義務ノ執行ヲ停止スル未必ノ條件

第四百五十條 義務ノ執行ヲ停止スル未必ノ

條件トハ未時ノ未定ノコトニ管シ又ハ既テ
ニ生シタルト雖トモ猶ホ未タ其契約ヲ為ス
双方ノ者ノ知ラサルコトニ管ニスルヲ云

其義務未時ノ未定ノコトニ管シタルトキ
ハ其事ノ生ラシタル後チニ知ラサレハ其執
務ヲ行フコトナシ

又既テニ生ラシタルト雖トモ其契約ヲ為ス
双方ノ者ノ猶ホ未タ知ラサル事ニ管シタル
トキハ契約ヲ結ビシ日ヨリ其義務ノ効アリ
トス

第四百五十一條 義務ノ執行ヲ停止スル未必

ノ契約ヲ為シタルトキハソノ義務者ノ契
約ノ目的タル物ノヲ已レニ擔當シ現
必ノ條件ノ如ク成リシトキニアラサレハ其
物ヲ引渡スニ及ハス

若シ義務者ノ過失ニ非スシテ其物ノ全ク滅
盡シタルトキハ其義務消散スヘシ

若シ義務者ノ過失ニアラスシテ其物ノ卑劣
トナリシトキハ其權利者其義務ヲ解除シ又

ハ其價比ノ減シタル現在ノ模様ノ俛其物ヲ

得ヘキノモトノヲ為スコト自由ナリトス

若シ義務者ノ過失ニ因リ其物ノ卑劣トナリ

シトキハ其權利者其義務ヲ解除シ又ハ償比

ヲ得テ其物現在ノ模様ノ俛之ヲ得ルノ非

ヲ為スコト自由ナリトス

義務ヲ解除スル未必ノ條件

第四百五十二條 義務ヲ解除スル未必ノ條件

トハ其條件ノ如ク成リタルトキハ其義務ヲ
解除シ初ヨリ全ク其義務ヲキト同一ノ模様
ニ復ス可キコトヲ云フ

此未必ノ條件ハ其義務ノ執行ヲ遅延スルニ
非ス其條件ノ如ク成リシトキ一方ノ者當テ
收受セン物ヲ他ノ一方ニ還ス可シ

第四百五十三條 双務ノ契約ノトキ其契約ヲ
結ビシ一方ノ者之ニ背クトキハ毎ニ其義務

ヲ解除スヘシ

此場合ニ於テハ契約ヲ結ビシ一方ノ者其契
約ニ背キタルノヨリ因リ直チニ之ヲ解除ス
可テス必ス他ノ一方者ヨリソノ詐ヲ為ス可
シ

然レ氏其義務者之レヲ為シ得可キカアルニ
於テハ其權利者強テ其義務ヲ執行ハシメ又
ハ償ヲ得テ其義務ヲ解除ス可キノ詐ヲ為テ

「自由」ナリトス

右ノ訴へ有リシトキハ裁判役其トキノ模様
アニ後カヒ被告人ニ相當ノ猶豫ノ時間ヲ許
スヲ得可シ

執行ノ期限アル義務

第四百五十四條 執行ノ期限アル義務ハ契約
ノ執行ヲ停止スルニ非ス唯預定ノ日ニ至ル
迄延ル者ナリ故ニ未必ノ條件ニ當シタル義

務ト差異アリトス

第四百五十五條 預定ノ期限ニ至リテ得可キ
義務ハ其期限ニ至ル前ニ之ヲ得ント求ムル
コトヲ得ス又其期限ニ至ル前ニ渡シタル物
モ亦之レヲ取戻スコトヲ得ス

第四百五十六條 義務ノ期限ハ其義務者ノ為
メ之レヲ約シタルト看做ス可シ但シ契約書
ノ文詞又ハ其時ノ模様ニ因リ其權利者ノ為

ノ期限ヲ定メタルノ分明ナルトキハ格別
ナリトス

千一八八

第四百五十七條 若シ契約ノ義務ヲ行フ可キ

者家督分散ヲ為シタルトキ又ハ其者嘗テ契

約ヲ以テ権利者ニ與ヘシ証書ノ高ヲ已レノ

所為ニ因テ減損シタル寸ハ其期限ノ利益ヲ

失フ可シ

二箇中ノ一ヲ擇ムヲ得可キ義務

千一八九

第四百五十八條 二箇中ノ一ヲ擇ムヲ得可キ

義務者ハ其契約ニ定メタルニ物中ノ一ヲ渡

ス寸ハ其義務ノ解除ヲ得可シ

千一九〇

第四百五十九條 權利者其二箇ノ義務中ノ一

ヲ擇ム可キヲ別段定メタル寸ハ義務者之

ヲ擇ム可カラス

千一九一

第四百六十條 義務者ハ契約ニ定メタルニ物

中ノ一ヲ渡スヲ以ツテ其義務ノ解除ヲ得可

大文

シト雖トモ其權利者ヲシテ此一物ノ一糸ト
彼ノ一物ノ一糸トヲ強ヒテ収束セシハルコ
トヲ得ス

第四百六十一條

引渡シノ契約ヲ為シタルニ
物中ノ一箇契約ノ目的ト為ス可カラサル物
タルトキハ縱令トモ二箇中ノ一ツヲ擇ム可キ
ノ契約ヲ為シタルト雖トモ其効ナカルハ
シ

第四百六十二條

引渡シノ契約ヲ為シタルニ
物中ノ一箇滅尽シテ之レヲ渡スコトヲ得サ
ルニ至リシトキハ義務者ノ過失ニ因ルト目
テサルトヲ向ハスニ箇中ノ一ツヲ擇ム可キ
義務通常ノ義務トナル可シ但シ此ノ場合ニ
於テハ滅尽シタル物ニ代ヘ其價ヒテ引渡ス
トヲ得ス

契約ヲ為シタルニ物共ニ滅尽シテ其中一物

大正官

ノ減ツ尽シタルコト其義務者ノ過失ニ因
ルトキハ其考後テニ減尽セシ物ノ價ヲ償
フハシ

十九四

第四百六十三條 又前条ニ記シタル場合ニ於

テ權利者契約ニ因リ二物中ノ一ツヲ擇ム可
キノ權ヲ得タルトキ其義務者ノ過失ニアラ
スシテ其二箇中ノ一箇減尽シタルニ於テハ
其權利者存在シタル物ヲ得可シ若シ其減ツ

尽シタルコト其義務者ノ過失ニ因ルトキハ
其權利者二物中ノ存在シタル物ヲ得ントモ
トメ又ハ減尽シタル物ノ價ヲ得ント求ムル
コト自由ナリトス

又其二物共ニ減尽シ其義務者其二物ニ付キ
過失アルトキ又ハ其中ノ一物ノミヲ付キ過
失アルトキト雖トモ其權利者其二物中ノ一
已レノ擇ム處ノ一物ノ價ヒヲ得ント求ムル

ヲ得ヘシ

第四百六十四條 又義務者過失ニ非ス且引渡

シヲ急リタルニ非スシテ其二物共ニ滅尽シ

タルトキハ原第十三百二條ニ記スル處ニ循

ヒ其義務全ク消散スヘシ

第四百六十五條 三箇以上ノ中其一ツヲ擇ム

可キ義務ニ付テモ亦前數條ノ規則ヲ通フシ

テ用フ可シ

連帶シタル義務

權利者數人連帶スルニ

第四百六十六條 權利者數人ノ間ニ分カツ可

キ利益アルトキト雖ヘトモ其數人中ノ各人

其義務ノ全部ヲ得可キノ求メテ為スノ權ヲ

ルコトヲ契約シタルトキ又ハ其義務者其權

利者ノ中一ニ對シ其義務ノ全部ヲ行ノニ

因リ義務ノ解除ヲ得可キコトヲ契約シタル

トキハ其權利者数人相連帶シテ之レヲ得可
シトス

第四百六十七條 義務者其權利者ノ中一人ヲ

リ訴訟ヲ受ケタルトキノ外其義務者其連帶

シタル權利者数人中何レノ人ニ對シテ其義

務ヲ行フトモ隨意ナリトス

又連帶シタル權利者数人中ノ一人其義務ヲ

解除シタルトキハ其義務者唯々其解除セシ

者ノ部分ノミヲ免レタルトス可シ

第四百六十八條 連帶シタル權利者ノ中一人

ニテ満期ノ權ヲ止ムル處置ヲ為シタルトキ

ハ其他ノ權利者モ亦之レカ為メ其益ヲ受ク

可シ

義務者数人連帶スルヲ

第四百六十九條 義務者数人同一ノ義務ヲ行

フ可ク又其数人中ノ各人義務ノ全部ヲ行フ

可キノ訴ヲ受ク可ク且其数人中ノ一人其義務ノ全部ヲ行ハニ因リ其他ノ各人義務ノ解除ヲ得可キトキハ其義務者数人相連帯シタルモノトス

第四百七十條

義務者数人皆ナ同一ノ物ヲ渡スニ付キ其義務ヲ行フ可キ方法相異ナルトキト雖トモ之レヲ其義務者ノ相連帯シタル者トス譬ヘハ其数人中一人ノ義務ハ通常

ノ者ニシテ他ノ義務ハ未必ノ条件ニ當シタルトキ又ハ其一人ハ義務ヲ執行フニ付テノ期限ヲ得他ノ者ハ其期限ヲ得サルトキト雖トモ其義務者数人相連帯シタル者ト為スカ如シ

第四百七十一條

義務者数人ノ連帯スルコトハ思料ヲ以テ之レヲ定ム可カラス別段其契約アルコトヲ必要トス

又別段其契約ヲシト雖モ法律上ニテ義務者
數人連帶ス可キヲ定メタルトキハ格別ナ
リトス

第四百七十二條 權利者ハ連帶シタル義務者
數人中ニテ自己ノ擇ム處ノ者ニ其義務ノ全
部ヲ行ハシム可キ求メヲ為スヲ得可ク其
義務者ハ其義務ヲ分テ數人ニテ之レヲ行
可キヲ述フ可カラス

第四百七十三條 權利者ハ連帶シタル義務者
ノ中一人ニ對シ訴訟ヲ為スト雖モ亦其他ノ
義務者ニ對シ訴訟ヲ為スモ妨ナシ

第四百七十四條 連帶シタル義務者ノ中一人
又ハ數人ノ過失ニ因リ其引渡ス可キ物ノ滅
ツ尽シシ又ハ其物ヲ引渡タスコトヲ怠リ
シ間ニ其物ノ滅尽シタルトキハ其他ノ連帶
シタル義務者其者ノ價ヒヲ拂フ可キ義務ヲ

免カル、ヲ得スト雖トモ損失ノ償ヒハ之レヲ拂フニ及、

其權利者ハ連帶シタル義務者ノ中其物ヲ渡スコトヲ急タリシ者又ハ過失ニ曰リ其物ヲ滅尽セシノタル者ノミニ對シ其損失ノ償ヒヲ求ムルコトヲ得可シ

千二六

第四百七十五條 連帶シタル義務者ノ中一人訴訟ヲ受クルトキハ其他ノ義務者満期ノ權

ヲ得可カララス

千二七

第四百七十六條 連帶シタル義務者ノ中一人息銀ヲ償フ可キノ求メヲ受ソルトキハ其他ノ義務者モ亦息銀ヲ償フ可キ義務ヲ生ナスルモノトス

千二八

第四百七十七條 連帶シタル義務者ノ中一人權利者ヨリ訴訟ヲ受ソルトキハ其義務ノ本質ヨリ生ナス可キ訴訟法ノ抵拒ノ法連帶シ

務者数人共ト自己ノ一身ノミニ属スル抵拒
同ノ法トヲ用ヒ其訴訟ヲ拒ムコトヲ得、
其訴訟ヲ受ケシ者ハ他ノ連帯シタル義務者
ノ一身ノミニ属スル抵拒ノ法ヲ用ヒ其訴訟
ヲ拒ム可カラス

第四百七十八條 權利者連帯シタル義務者ノ

中一人ノ部分ヲ分ツコトヲ承諾シタルトモ
トモ猶ホ其他ノ数人ヲシテ連帯シテ義務ヲ

行ハシムルノ權アリ但シ其連帯ノ解除ヲ受
ケタル者ノ部分ハ其連帯ノ義務中ヨリ免除
クヘシ

第四百七十九條 權利者連帯シタル義務者ノ

中一人ノ部分ヲ分ツテ之ヲ得其受取證書
アルトキハ其一人ノミニ付キ其義務ノ連帯
ヲ解除シタル者トス可シ

第四百八十條 權利者年金ノ中又ハ負債息

大文

銀ノ中ニテ連帶シタル義務者ノ中一人ノ部
分ノミヲ分ケ之レヲ受ケ取り且ツ其エトヒ
付キ別段契約ヲ為サルトキハ其既ラニ拂
ヒ期限ノ至リシ年金又ハ息銀ノミニ付キ其
一人ノ連帶シタル義務ヲ解除シタルトス可
ク以後受ケ取ル可キ年金又ハ息銀及ヒ元金
ニ付テハ其義務ヲ解除シタルト為ス可カラ
ス但シ其一人年金又ハ息銀中ノ已レノ部分

ヲ滿十年繼續シテ他人ニ拘ハラス拂フタル
トキハ格別ナリトス

第四百八十一條 連帶シタル義務者ノ中一人

全ク其義務ヲ行フタルトキハ其他ノ数人ニ
對シ其各箇ノ部分ヲ取り戻サント求ムルヲ
得可シ

若シ其他ノ数人中ニ已レノ部分ヲ償フコト
能ハサル者アルトキハ其義務者一人ト其他

ノ数人ト其擔當スヘキ義務ノ割リ合トニ從
カレ其部分ヲ分カツ可シ

第四百八十二條 權利者義務者ノ中一人ニ對
シ義務ノ連帶ヲ解除シタルトキト雖トモ其
他ノ義務者数人中ニ已レノ義務ヲ行フコト
能ハサル者アルニ於テハ其者ノ部分ヲ連帶
ノ解除ヲ受ケシ者ト其他ノ義務者数人トニ
分カツ可シ

第四百八十三條 連帶シテ義務ヲ生シタルコ

トノ原由其連帶セシ者ノ中一人ノミニ當シ
タルトキハ其一人他ノ連帶セシ数人ニ對シ
其義務ノ全部ヲ擔當スヘク其他ノ連帶シタ
ル数人ハ其一人ノ保証人ナリト看做ス可シ
分カツヘキ義務及ヒ分カツ可カラサ
ル義務

第四百八十四條 義務ノ目的ト為ス事物ハ分

カツ可キ者ト雖モ其義務ヲ行フ可キ旨趣ニ
因リ其一部ノミヲ行フ可カラサルトキハ其
義務ヲ分カツ可カラサル者トス

第四百八十五條 連帶シテ義務ヲ行フ可キ契
約ナルナラバ雖モ其義務ハ必シモ之レヲ分ツ
可カラサル者ナリトセス

第四百八十六條 分カツ可カラサル義務ヲ與
ニ負フタル数人中ノ各人ハ縱令ニ連帶シテ

其義務ヲ行フ可キ契約無キナラバ雖モ其義務
ノ全部ヲ擔當ス可シ

過料ノ約束アル義務

第四百八十七條 過料ノ約束トハ契約ノ如ク
執行ノヲテ保證ス可キ為メ若シ其契約ノ如
ク行ハサルナラバ其償ヒトシテ過料ヲ出ス可
キヲテ定ムル約束ヲ云フ

第四百八十八條 主タル義務ノ効ナキ寸ハ過料ノ約束モ亦其効ナカル可シ

第四百八十九條 主タル義務ヲ得可キ者ハ其義務者ニ其義務ヲ行フ可キノ求メヲ為シ其者猶之レヲ怠リシ寸預メ約束シタル過料ニ代ヘ主タル義務ヲ行ハシム可キノ訴ヲ為ス可ク得ヘシ

第四百九十條 過料ノ約束ハ主タル義務ヲ行

フ可キ者之レヲ行ハサルニ因リ其權利者ノ受ケタル損失ヲ償フ約束ナリ

權利者ハ其義務者之レヲ行フコトヲ遲延セシノミニ因リ其過料ヲ出サシム可キコトヲ別段預メ約束シタル寸ハ主タル義務ノ執行ト過料ノ約束ノ執行トヲ同時ニ得ント訴フルコトヲ得ハシ

第四百九十一條 主タル義務ヲ行フ可キ期限

大正官

ヲ特ニ定メタルト否トヲ問ハス物ヲ渡シ又
ハ之レヲ受取リ又ハ事ヲ為ス可キ者義務ヲ
行フ可キノ求メテ受ケテ猶ホ之ヲ怠リシ寸
ハ其過料ヲ出ス可シ

十三三一

第四百九十二條

主タル義務ノ一部ヲ行フタ

ル寸ハ裁判後其過料ノ高ヲ減スルコトヲ得
可シ

